

【 特別養護老人ホーム 鮎川園 重要事項説明書 】

当施設は介護保険の指定介護老人福祉施設として、和歌山県より指定を受けています。

(和歌山県指定 第3072400207号)

特別養護老人ホーム鮎川園（以下「ホーム」といいます。）は、ご契約者に対し、介護老人福祉施設サービスを提供します。ホームの概要や提供されるサービスの内容等、契約上、ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 : 社会福祉法人 紀成福祉会
(2) 法人所在地 : 和歌山県 田辺市 鮎川 字向越 1313番地
(3) 連絡先 : TEL (0739-49-0808) FAX (0739-48-0300)
(4) 代表者名 : 理事長 竹中 伸
(5) 法人認可年月日 : 平成3年 3月 18日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 : 指定介護老人福祉施設 指定事業所番号（第3072100207号）
(2) 指定有効期間 : 令和2年4月1日～令和8年3月31日
(3) 施設の名称 : 特別養護老人ホーム 鮎川園
(4) 施設の所在地 : 和歌山県 田辺市 鮎川 字向越 1313番地
(5) 連絡先 : TEL (0739-49-0808) FAX (0739-48-0300)
(6) 管理者 : 施設長 竹中 伸
(7) 開設年月 : 平成4年 6月 26日
(8) 入所定員 : 53人
(9) 当施設の目的と運営方針

①指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者（入所者）が、その有する能力に応じ、可能な限り自立した生活を営むことが出来る様に支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室、及び共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。当ホームは、身体上、又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

②当ホームは、施設サービス計画に基づき、入所者が可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置き、施設において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、機能訓練、健康管理及び入所上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した生活を営むことが出来る様、施設サービスの提供に努めます。

③入所者の意思、及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

④事業を運営するにあたって、明るく家庭的な雰囲気を作り、地域やその家族との結び付きを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、介護保険施設、

その他福祉・保健・医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

⑤事業の実施に当たっては、指定介護老人福祉施設の人員・設備及び運営に関する基準（厚生省令第39号）を遵守するものとします。

3. ご利用施設の概要

- (1) 建物の構造 : 鉄筋コンクリート3階建
(2) 建物の延床面積 : 3,187.57m²
(3) 併設事業 : 鮎川園 指定短期入所生活介護事業所（定員23名／日）
: 鮎川園 指定通所介護事業所（定員18名／日）
: 鮎川園 指定居宅介護支援事業所
(4) 施設の周辺環境 : 旧大塔村の向越地区、緑に恵まれた自然環境豊かな中に位置しています。

4. 居室等の概要

当ホームでは以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋です。但し、当ホームの判断により、ご契約者の心身の状況を考慮し、居室を変更したり、個室対応となる場合があります。

居室・設備の種類	部屋数	備考
個室	16室	面積1人当たり(11.57平方メートル)
2人部屋	2室	面積1人当たり(12.00平方メートル)
4人部屋	14室	面積1人当たり(8.97平方メートル)
<u>合計</u>	<u>32室</u>	
食堂	3室	1階、2階、3階
機能訓練室	1室	1階
浴室	3室	一般入浴室(2箇所)・特殊入浴室(1箇所)
医務室	1室	1階

5. 職員の配置状況

当ホームでは、ご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	職員数	職種	職員数
施設長(管理者)	1名	生活相談員	1名
介護職員	32名	看護職員	4名
機能訓練指導員	兼務1名	介護支援専門員	1名
医師(嘱託)	1名	管理栄養士	1名

- ・介護職員の平日出勤人数は12名程度となります。(日曜日・祝祭日は8名程度)
- ・夜勤介護職員については4名が基本となります。
- ・看護職員の平日出勤人数は3名程度となります。(日曜日・祝祭日は1名程度)
- ・看護職員は夜勤帯不在となります。
- ・医師は常駐しておらず2回/月の往診に来園します。

当ホーム職員の職務内容について

職種	職務内容
施設長（管理者）	業務を一元的に管理します。
介護職員	ご契約者の日常生活上の介護全般について、適切な技術をもって介護を行います。
生活相談員	ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
看護職員	ご契約者の健康管理や医療的な対応を行いますが、日常生活上の介護等も行います。
機能訓練指導員	ご契約者の機能訓練を担当します。看護師が兼任します。
介護支援専門員	ご契約者に係わる施設サービス計画書（ケアプラン）を作成します。
管理栄養士	ご契約者の献立作成、栄養管理、給食の記録、調理員の指導等、給食管理業務に従事します。さらには各ご契約者の栄養状態や摂食状況に応じた個別の対応を重視し、栄養ケア計画を作成することによって栄養状態の改善に努めます。
医師（嘱託）	ご契約者に対して健康管理及び医療上の指導を行います。

6. 利用対象者

(1) 当ホームに入所できるのは、原則として介護保険制度における要介護認定の結果、「要介護3～5」と認定された方が対象となります。ただし「要介護度1～2」と認定された方で、やむを得ない事由により居宅において日常生活が困難であると認められた場合には「特例入所」を行う事ができます。

また、入所時において「要介護認定3～5」を受けておられる入所者であっても、将来「要介護3～5」の認定者で無くなった場合には、退所していただくことになります。但し、「要介護度1～2」と認定された方で「特例入所」が認められた場合にはその限りではありません。

(2) 施設の感染症予防の取組みとして、契約締結前に、感染症等に関する健康診断を受けて頂きその診断書の提出をお願いする場合があります。この様な場合には、ご契約者には、これにご協力下さる様、お願いしております。

7. 契約締結からサービス提供までの流れ（契約書 第2条 参照）

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後、当ホームの介護支援専門員（ケアマネージャー）の作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」で定めます。施設サービス計画（ケアプラン）の作成及び、その変更は次の通り行います。

- (1) 当ホームの介護支援専門員（ケアマネージャー）に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
- (2) ケアマネージャーは、施設サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対し説明し、同意を得た上で決定します。
- (3) 施設サービス計画は、6ヶ月に1回（心身の状態に変化があった場合はその都度）、もしくは、ご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうか確認し、変更の必要のある場合にその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。

(4) 施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

8. 基本サービスの内容

(1) 食事の提供について、

食事の提供は嗜好に考慮するとともに、一人ひとりの健康、栄養状態に基づいて摂食・嚥下機能に応じた個別の対応を重視します。嚥下（飲み込み）機能に不安のある利用者は、誤嚥性肺炎や窒息などの危険性があり、これまで以上に個別の対応が必要となります。当ホームでは17：00以降の夕食を実施し、介助職員の十分な確保のもと、安全に、美味しく楽しく食事を提供します。

(2) 入浴または清拭について、

一般入浴及び機械入浴を週2回以上行います。また、入浴できなかった場合は、清拭を行います。

(3) 排泄について、

排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

(4) 機能訓練について、

ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復、又はその減退を防止するためのADL訓練を実施します。

(5) 健康管理

医師や看護職員等が、健康管理を行います。

(6) その他自立への支援

生活のリズムを考え、衣類の着替えを適切に行なうようにします。寝たきり防止のため、できるだけ離床に配慮します。また、レクリエーションやサークル活動に参加していただく機会を提供します。

9. 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療や入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療や入院治療を義務つけるものもありません。）緊急時や必要と考えられる場合には、当ホームの判断で診療や入院治療を受けていただく場合があります。

（協力医療機関一覧表）

近野診療所 石関 光朗	和歌山県 田辺市 中辺路町 近露 1151-1 内科
医療法人研医会 田辺中央病院	和歌山県 田辺市 南新町 147番地 内科・外科・整形外科・肛門外科・リハビリテーション科

10. 施設が提供するサービスと利用料金 (契約書 第3条・第4条 参照)

(1) 介護保険の対象となる利用料

利用料として、厚生労働大臣が定める基準額に対して、介護保険負担割合証に記載されている割合分をお支払頂きます。※別紙「鮎川園利用料金表」参照

(2) 介護保険の対象となる加算の種類と単位

①日常生活継続支援加算 (36単位／日)

介護老人福祉施設の新規入所者が原則として要介護度3以上となることを踏まえ、今後、さらに重度者等の積極的な受け入れを行なうことを評価する観点から下記新規下記の要件を満たしている場合、1日につき、36単位が加算されます。

・介護福祉士の数が常勤換算法で入所者6に対して1以上は配置されており以下のア、イ、ウのいずれかを満たしている事が条件となります。

ア、「新規」入所者のうち、要介護4・5の占める割合が70%以上

イ、「新規」利用者のうち、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の占める割合が60%以上

ウ、たん吸引等が必要な入所者の占める割合が15%以上

②夜勤職員配置加算 (13単位／日)

介護老人福祉施設において、介護が困難な利用者に対して、質の高いケアを実施するという観点から、夜勤を行う介護職員の人数が最低基準（3名）を1名以上、上回っている事が条件となります。

④看護体制加算 (I)

入所者の重度化に伴う医療ニーズに対する観点から、常勤の看護師を配置した場合に加算されます。(4単位／日)

⑤看護体制加算 (II)

入所者の重度化等に伴う医療ニーズに対する観点から、基準を上回る看護職員を配置するとともに、夜間においても施設から連絡でき、必要な場合には施設からの緊急の呼出に応じて出勤する体制を整えた場合に加算されます。(8単位／日)

⑥若年性認知症利用者受入加算 (120単位／日)

若年性認知症患者やその家族に対する支援を促進する観点から、当施設において若年性認知症患者を受け入れ、個別に担当者を決め、その利用者を中心にして、利用者の特性、利用者又はそのご家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合、1日に120単位加算されます。

⑦外泊時費用 (246単位／日)

入所者が病院・診療所への入院を要した場合、入所者に対して居宅における外泊を認めた場合に算定されます。入院又は外泊時も利用者の為に居室が確保されていることが条件となります。ひと月に6日を限度として、1日につき246円(1日)算定されます。

⑧初期加算 (30単位／日)

ア. 施設での生活に慣れる為に様々な支援を必要とすることから、入所日から起算して30日に限って算定されます。

イ. 入院期間が30日を超えた場合、退院日から起算して30日に限って算定されます。

⑩看取り介護加算

ア. 看取り介護加算 (I)

厚生労働省が定める施設基準に適合し、対象利用者もしくは、主介護者に看取り介護に

対しての説明を行い、同意の上で施設において看取り介護を行った場合算定されます。

死亡日以前31日以上45日以下	72単位/日
死亡日以前4日以上30日以下	144単位/日
死亡日の前日及び前々日	680単位/日
死亡日	1,280単位/日

⑪口腔衛生管理加算 (110 単位/月)

入所者に対し、歯科衛生士が行う口腔衛生の管理を行った場合に算定。

※歯科の往診にて歯科衛生士が行う口腔衛生を希望されている方が対象となります。

但し、医師の指示により規定回数等が満たされない場合については、その月の加算請求はありません。

⑫科学的介護推進体制加算 (50単位/月)

利用者の、日常生活動作等や心身の状況等に係る情報を厚生労働省に提出したうえで、厚生労働省からフィードバックされた内容を施設にて、サービスを適切かつ有効に活用する事により算定。

⑬安全対策体制加算

外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合、20単位/入所初回1回算定されます。

⑭介護職員等処遇改善加算

厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対し、所定の様式による届出を行った指定介護老人福祉施設が、入所者に対し介護サービスを行った場合、所定単位数に加算する。(介護請求費に14／100を乗じた金額)

(3) 介護保険の対象とならない利用料

「介護保険負担限度額認定証」の発行を受けている方の食費・居住費については、その認定証に記載された金額となります。(認定証に記載されている金額は、ご契約者(入所者)の年間合計所得より算出された金額です。遺族年金や障害年金、恩給は所得とはみなされません。所得について疑問に思われるところがございましたら遠慮なくご相談下さい。

①食費

食 費	基準費用額	介護保険負担限度額認定証記載額(1日)				
		第4段階	第1段階	第2段階	第3段階-①	第3段階-②
		1,445円	300円	390円	650	1,360円

②居住費

居 住 費	基準費用額	介護保険負担限度額認定証記載額(1日)				
		第4段階	第1段階	第2段階	第3段階-①	第3段階-②
		915円	0円	430円	430円	430円

③入所者が希望する特別な居室の提供に要する費用

④入所者が希望する特別な食事に伴い必要となる費用の実費

⑤理美容代の実費 1,500円(出張サービスに限る)

⑥利用者が独占的に使用する日用品に要する費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの。

⑦貴重品管理・代行事務費 2,000円（月額）

当ホームでは、貴重品管理・代行事務を行う上で、これらに係る費用として月額2,000円を徴収させていただきます。尚、貴重品の管理として次のものをお預かりします。

ア. 健康保険被保険者証 イ. 老人保健医療受給者証 ウ. 介護保険被保険者証

エ. 介護保険特定負担限度額認定証 オ. 印鑑 ハ. 介護保険負担割合証

キ. 公的な通知文書・年金額の決定通知（本人宛の者に限る）

また代行事務としては、社会福祉の減免申請や高額介護サービス費等の申請等が含まれます。

さらには、当ホームが作成する介護計画書や栄養ケア計画書等の郵送による説明をはじめ、ご確認と同意のための電話代・切手代など全てを含みます。但し、確定申告については、代行事務の範囲から除きます。何卒ご理解賜ります様、お願い致します。

（4）特別養護老人ホーム「鮎川園」利用料金表は末頁のとおりです。

（5）高額介護サービス費との関係

毎月の利用料ご請求には、末貢料金表の自己負担合計額（介護保険の基準額と、食費・居住費・貴重品管理代行事務費の合計）をお支払いいただきます。その後当ホームにおいて高額介護サービス費の申請を行います。高額介護サービス費の申請により返金される額は、入所者（ご契約者）の所得により決定する「利用者負担の段階」から算出されます。下記の表を参考にしてください。

区分	負担の上限（月額）
課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）
課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円（世帯）
市町村民税課税～課税所得380万円（年収約770万円）未満	44,400円（世帯）
世帯の全員が市区町村民税非課税 前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護を受給されている方等	15,000円（個人）

（6）利用料金のお支払い方法（契約書 第6条 参照）

利用料の支払いは、1ヶ月ごとに計算し、ご請求致しますので、翌月20日までにお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

「振り込みによる支払い」

紀陽銀行：朝来支店 普通預金 311706

口座名義：社会福祉法人 紀成福祉会 特別養護老人ホーム 鮎川園
理事 竹中 伸

※ 尚、振り込み手数料を負担していただきます。

11. 当ホームを退所していただく場合(契約の終了について)（契約書 第15条・第18条参照）

当ホームとの契約では契約が終了する期間は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当ホームとの契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。

(1) 要介護認定により、ご契約者の心身の状況が自立又は要支援に判定された場合、又は要介護度1～2に判定された場合で、特例入所の要件に満たされないと判断された場合。

(2) 外出・外泊・入院等で居室を利用しない期間が3ヶ月を超えた場合。

入院治療が必要となり当ホームの居室を利用できない場合は、病状についての経過を施設側に説明してください。入院が2ヶ月を越えた時点でご相談申し上げます。また、入院治療が明らかに3ヶ月を超える場合は一旦退所いただき、他の入所希望者に居室を空け渡していただきます。但し、入院当初から医師の判断により3ヶ月を超える入院治療が決定的になっている場合は速やかに居室を空け渡していただきます。

(3) 病気が進行したため、当ホームでの生活が著しく困難となってきた場合。

当ホームは特別養護老人ホームであり、病気の状態が安定している場合に利用ができます。

しかしながら、病気の進行により医療の必要が生じた場合は一旦退所していただく場合があります。

(4) 契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

(5) サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。

(6) ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

(7) 契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、あるいは、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。

(8) 契約者が介護老人保健施設に入所、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合。

(9) 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当ホームを閉鎖した場合。

(10) 当ホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。

(11) ご契約者から退所の申し出があった場合。(詳細は12をご参照下さい。)

12. ご契約者からの退所の申出(中途解約・契約解除)(契約書 第16条・第17条 参照)

(1) 契約の有効期間内であっても、ご契約者から当ホームに退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

(2) 以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、ホームを退所することができます。

①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。

②当ホームの運営規程の変更に同意できない場合。

③ご契約者が入院された場合。

④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実

施しない場合。

- ⑤事業者もしくはサービス従事者が「守秘義務」に違反した場合。
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により、ご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は、著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

13. 契約者が病院等に入院された場合の対応について(契約書 第20条 参照)

当ホームに入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下のとおりです。(入院中は、基本的にご家族でお世話をお願いします。)

- (1) 入院日・退院日は、1回でも食事を取られた場合は、1日分の食費を負担いただきます。例えば、8日間入院した場合、入退院日を除いた6日間が介護保険の対象となり、外泊時費用246単位（1日）が算定されます。入院等が上記の期間以上の場合は、基準費用額の居住費をご請求させて頂きます。
- (2) 連続して3ヶ月以上、入院された場合、または医師の判断により3ヶ月以上の入院治療が見込まれる方は契約を解除する場合があります。但し、当ホーム側から一方的に契約を解除するという事ではなく、ご契約者が入院されて約2ヶ月経過された時点でご家族にご連絡し、ご契約者の状態等を踏まえて、医師・ご家族と話し合いを持ち、今後の対応について検討致します。
- (3) 3ヶ月以上の入院となり、当ホームとの入所契約が解除となった場合、再入所に当たっては新規の方と同じ扱いとなります、当ホームの短期入所生活介護(ショートステイ)を優先的に利用していただくなどし、入所できるよう努めます。(再長期入所を約束するものではありません。)
- (4) 円滑な退所のための援助 (契約書 第19条 参照)
ご契約者が当ホームを退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。また、契約書第18条の事業者からの解除による退所の場合にも、病院（診療所）または介護老人保健施設等の紹介並びに居宅介護支援事業者の紹介に相応の努力をいたします。

14. 身元引受人(契約書 第23条 参照)

- (1) 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。
- (2) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご契約者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくことが望ましいと考えておりますが、必ずしもこれらの方に限る趣旨ではありません。
- (3) 身元引受人は、ご契約者の利用料等の経済的な債務については、契約者と連携してその債務の履行義務を負うことになります。また、こればかりではなく、ご契約者が医療機関に入院する場合や当ホーム（施設）から退所する場合においては、その手続きを円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、更には、当ホームと協力、連携して退所後のご契約者の受入先を確保するなどの責任を負うことになります。
- (4) ご契約者が入所中に死亡した場合においては、そのご遺体や残置品の引取り等の処理につ

いても、身元引受人がその責任で行う必要があります。また、ご契約者が死亡されていない場合でも、入所契約が終了した後、当ホームに残されたご契約者の残置物をご契約者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただく場合があります。これらの引取り等の処理にかかる費用については、ご契約者又は身元引受人にご負担いただくことになります。

- (5) 身元引受人が死亡したり、破産宣告をうけた場合には、事業者は、あらたな身元引受人を立てていただるために、ご契約者にご協力をお願いする場合があります。

15. サービス提供における事業者の義務（契約書 第8条・第9条 参照）

当ホームは、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- (1) ご契約者の生命、身体、財物の安全に配慮します。
- (2) ご契約者の体調、健康状態からみて、必要な場合には、医師又は看護職員等と連携の上ご契約者から聴取、確認します。
- (3) 契約者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医師又は医療機関に連絡する等適切な対応を行います。
- (4) 非常災害に関する具体的計画を策定とともに、ご契約者に対して、定期的に避難救出その他必要な訓練を行います。
- (5) ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- (6) ご契約者の請求に応じて施設サービスの提供についての記録を閲覧させ、複写物を交付します。
- (7) 当ホームは、利用者の人権と束縛からの自由に配慮し、ご契約者に対する身体的拘束、その他行動を制限する行為を行いません。施設職員が一体となって「身体拘束廃止」に取り組み、入所者処遇の一層の向上を目指すことを目的としていますが、自ら転倒された場合等の怪我には、ご理解ください。
- ①ご契約者、又は他の利用者等の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなどして適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。その際には、入所者に対し身体的拘束等を行う場合、入所者、又はその家族に対して身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間帯等を出来る限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努め、身体拘束等を行うことに対して、同意を得た上で行います。身体拘束等を行う際には、その態様、及び時間、その際の入所者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録します。尚、やむを得ず身体拘束等を行う入所者についても定期的に観察、再検討し、身体拘束等の必要性がなくなった場合には直に解除します。
- ②上記(6)①項の内容の基準を当ホームが満たしていない場合、単位数から減算するものとする。（※厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算します。）
- ③当ホームは身体拘束委員会を設置し、施設長が委員長となり、副施設長、生活相談員、介護支援専門員、施設主任、看護師、管理栄養士、その他関係職員をもって構成し、原則として、毎月開催し、会議内容を記録します。
- (8) 事業者、サービス従事者及び従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者

又は、その家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません（守秘義務）。但し、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者の円滑な退所のために援助を行う際に情報 提供を必要とする場合には、ご契約者の同意を得て行います。

16. 感染症の対策について

- (1) 感染症及び、食中毒の予防及び蔓延防止の為の対策を検討し、感染症対策指針を作成しています。また「感染症対策委員会」を設置しています。
- (2) 委員会では、①感染症が発生した場合の報告、②職員に対する感染症の周知徹底、③感染状況の調査とその具体的な防止策 ④再発予防対策などを協議し実行すると共に、委員会を定期的に開催しています。

17. 褥瘡の予防について

- (1) 褥瘡の原因、メカニズムを理解し、その対処法を習得します。
- (2) 褥瘡は絶対つくれないものと考え、褥瘡を予防する介護を行います。
- (3) 好発部位を把握し、最大限2時間ごとに体位交換等を行います。定期的に皮膚の状態をチェックし、局所の圧迫を取り除き、血流を良くし、予防に努めます。

18. 非常災害の対策について

- (1) 非常災害に関する具体的計画を策定すると共に、ご契約者に対して定期的に非難救出、及びその他必要な訓練を行います。「鮎川園消防計画（夜間及び地震想定含む）に基づき、関係機関の協定を得て防災教育、及び防災訓練を定期的に実施します。
- (2) 台風や大雨、降雪等による停電や断水時は、通常のサービス提供が困難となる場合があります。施設の判断により、入浴・食事時間等を変更する場合があります。

19. 事故発生時の対応

事故防止には最善を尽くしますが、万が一、事故が発生した場合、以下の点に留意して対応させていただきます。

- (1) 速やかな連絡
事故が発生した場合、予め登録いただいた「緊急時の連絡先」へ速やかにご連絡します。また、重大な事故の場合、地方公共団体など関係機関にもご連絡します。
- (2) 事故の状況を報告
当ホームの事故調査委員会が調査した結果に基づいて、ご家族等の皆様に事故の発生状況やその後の対応について事実を十分に説明します。
- (3) 改善策の検討と実践
当ホームの事故調査委員会が発生した事故の要因分析を職員の参画のもとで多角的に行い、具体的な再発防止を検討・実践していきます。そして検討した結果は、ご家族等の皆様に對して説明します。
- (4) 誠意をもって対応
事故後の対応にあたっては、ご利用者本人やご家族等の気持ちを考え、誠意ある態度で対応します。

20. 損害賠償について（契約書 第12条・第13条 参照）

当ホームにおいて、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌として減額するのが相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただく場合があります。

21. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 当ホームは個人情報保護法に違反いたしません。
- (2) 当ホームのサービス提供上必要となる個人情報については、ご契約者ならびご家族の同意のもと適切に使用いたします。
- (3) 個人情報の具体的な使用内容は、以下のとおりです。
 - ①介護サービス提供中、緊急的に医療の必要性が生じた場合に当ホームはその医療機関に対して、契約者（本人）に関する心身の状況等の情報を提供する事、並びにそれに付随して家族の情報を提供させて頂く事。
 - ②契約者へのサービス提供に際して、心身の状況に関する情報が必要な場合は、主治医に意見を聴取する事
 - ③認定調査やサービス担当者会議、更にはサービスの質の向上を目的とした評価機関による審査等において、契約者（本人）と家族の個人情報を用いる事。
- (4) 写真・ビデオ等の取り扱いに関する意思確認を行なっています。下記項目についての確認をお願いします。

確 認 項 目	○ or ×
ご利用者が写った写真を施設内に掲示すること	
法人ホームページに写真等を掲載すること	

22. 施設利用の留意事項

当ホームのご利用にあたって、ホームに入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、衣類、下着、靴下、パジャマ類、トレーナー類、靴、洗面用具、タオル類、ごみ箱は個人のものをご用意下さい。これ以外の持込についてはご契約時にお尋ね下さい。

(2) 面 会（面会時間 8：30～17：00）

来訪者は、必ずその都度職員に届け出て下さい。なお、来訪される場合、ナマ物等の持ち込みはご遠慮ください。

※現在新型コロナウイルス感染予防の観点から面会制限を行っています。

面会時間（午前9：00～11：00・午後14：00～16：00）

電話での事前予約制となります。希望時間が重複した際は、時間の変更をお願いする場合があります。

感染症予防の観点から、面会の制限を行う場合があります。

(3) 外出・外泊（契約書 第23条 参照）

緊急やむを得ない場合を除き、外出・外泊をされる場合は、2日前までにお申し出下さい。

外泊期間については、最長で月8日間とさせていただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、予めお知らせ下さい。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書 第10条・第11条 参照）

- ①居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③ご契約者に対するサービスの実施、及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ④当ホームの職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。

(6) 当ホーム内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(7) ナマ物の持ち込みは、食中毒等の問題がありますので、ご遠慮いただきます。

(8) 感染症等で、医師の判断のもと隔離させていただくことがあります。団体生活なので、ご理解ください。

(9) 個人情報保護法によりご利用者についての外部からの問合せ等にはお答えできません。但し、ご家族様についてはこの限りではありませんが、失礼ながら確認させていただく場合がございます。ご理解下さい。また、ご面会の際にはどなた様にもご記帳頂く事になります。

23. 第三者評価の実施状況

当施設では第三者評価は実施しておりません。

24. 苦情の受付について（契約書 第26条 参照）

(1) 当ホームのサービスに関する相談や苦情につきましては、鮎川園 苦情受付窓口で対応いたします。又、以下の公的機関においても、苦情申し出が出来ます。

【鮎川園 苦情受付窓口】

受付時間	毎週：月曜日～土曜日（8：30～17：00）
管理 者	竹中 伸（施設長）
受付担当者	竹中 大（生活相談員）
電話番号	0739-49-0808
FAX番号	0739-48-0300

【行政機関その他苦情受付機関】

和歌山県 国民健康保険団体連合会	所在地	和歌山県 和歌山市 吹上 2丁目1番22
	電話番号	073-427-4673
	FAX番号	073-427-4677
	受付時間	9：00～17：15（月曜日～金曜日）
田辺市大塔行政局 健康福祉課介護保険係	所在地	和歌山県 田辺市 鮎川 2567番地
	電話番号	0739-48-0301
	FAX番号	0739-49-0359
	受付時間	8：30～17：15（月曜日～金曜日）

以 上

25. 重要事項説明書説明の同意について

一 同 意 書 一

令和7年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明 担当	職名	生活相談員	氏名	竹中 大	印
	職名	介護支援専門員	氏名	松野 健一	印

下記の自己負担となるサービスの項目において、当ホームにお任せいただけるものには○を、ご家族でお世話いただけるものには×をご記入下さい。

No.	サービス項目	サ ー ビ ス 内 容	○ or ×
1.	食 事 費	契約者の希望による特別な食事の提供 誕生日会等の特別食について、ホームの判断で提供することに同意いたします。	
2.	理髪サービス費	契約者に希望がある場合、左記のサービスの提供を受けます。 又、契約者が判断できない場合は、ホームの判断でのサービスの提供に同意いたします。	
3.	レクリエーション・サークル 活 動 費	契約者に希望がある場合、左記のサービスの提供を受けることに同意します。又、契約者が判断できない場合は、ホームの判断でのサービスの提供に同意いたします。	
4.	日常生活用品 購 入 費	契約者に希望がある場合、左記のサービスの提供を受けることに同意いたします。又、契約者が判断できない場合は、ホームの判断でのサービスの提供に同意いたします。	

私は、特別養護老人ホーム 鮎川園を利用するにあたり、重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して担当者から説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの内容を十分に理解した上で同意します。また、個人情報の取り扱いについても同意します。

日 付	令和7年 月 日		
契 約 者	氏 名	印	
	住 所	〒646-0028 和歌山県 田辺市 高雄 三丁目 15-8	
代 理 人	氏 名	印	続 柄 妻
	住 所	〒646-0028 和歌山県 田辺市 高雄 三丁目 15-8	

入所予定日	令和7年 月 日
-------	----------